

日程第 12. 意見書第 2 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書

日程第 13. 意見書第 3 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書

○議長 宮城清政君 日程第 12. 意見書第 2 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書及び日程第 13. 意見書第 3 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書についてを一括議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。12 番 上原喜代子議員。

○12 番 上原喜代子君 それでは、意見書第 2 号を読み上げて提出とさせていただきます。

意見書第 2 号 平成 27 年度 6 月 19 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 上原喜代子。賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、知念富信、花城清文、赤嶺雅和、宮城寛淳、大城真孝。30 人以下学級の早期完全実現のための意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

30 人以下学級の早期完全実現のための意見書 日々、教育発展のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の「1 学級 40 人」定数は、国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。2011 年度から国の教職員定数は 1 学級 40 人から 1 学級 35 人に、段階的に改善することになりました。沖縄県は、独自の少人数学級施策として小学校 1・2 年で条件が合えば 30 人以下学級、2012 年度から小学校 3 年生に 35 人以下学級、2014 年度から中学 1 年に 35 人以下学級を進展させています。しかし、さまざまな教育課題を抱える沖縄県では少人数学級実現はまだ不十分な状況であります。すべての子どもたちが、どこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん、県・市町村も含めた行政の責任であります。教育は未来への先行投資であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における 30 人以下学級の完全実現は急がれる課題になっており、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解のうえ、お力添えをいただきますよう強く要請いたします。記 一、段階的に 35 人以下学級を実現するとして教職員定数改善計画を速やかに実施すること。一、30 人以下学級の早期完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年（2015 年）6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。

続きまして、意見書第 3 号を読み上げて提出させていただきます。意見書第 3 号 平成

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 19 日（最終日）

27 年度 6 月 19 日。南風原町議会議員 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 上原喜代子。賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、知念富信、花城清文、赤嶺雅和、宮城寛淳、大城真孝。30 人以下学級の早期完全実現のための意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。条文に関しましては、意見書第 2 号と同じとなっておりますので割愛させていただきます。記 一、段階的に 35 人以下学級を実現するとして教職員定数改善計画を速やかに実施するよう国に要請すること。一、30 人以下学級の早期完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも 30 人以下学級が実現できるように枠の拡大や下限条件「25 人以上」の引下げに努力すること。一、30 人以下学級に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。一、増員される教職員は、臨時採用ではなく定期の教職員を充てるようにすること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年（2015 年）6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。以上となっております。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 2 号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第 2 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書についてを採決します。本件について、可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。ただいま議題となっております意見書第 3 号につきましても、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第

平成 27 年第 2 回定例会 6 月 1 9 日（最終日）

3 号 30 人以下学級の早期完全実現のための意見書についてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。